

千葉市告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業者を指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和3年3月10日

千葉市長職務代理者
千葉市副市長 鈴木 達也

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
訪問介護事業所 we 千葉県千葉市中央区登戸 2丁目3番11号 タケフユビル	株式会社6so 千葉県千葉市中央区登戸 2丁目3番11号 タケフユビル 齋藤 陽太	令和3年4月1日	1210105035	居宅介護 重度訪問介護 同行援護